

確認問題3

代理制度

- 問 1 能力者でなければ、代理人となることができない。
- 問 2 権限の定められていない代理人の権限は、保存行為と利用行為に限られる。
- 問 3 委任による代理人は、本人の許諾がなければ、復代理人を選任することができない。
- 問 4 復代理人は、その権限内の行為につき代理人を代理する。
- 問 5 法定代理人の代理権は、代理人の死亡・後見開始の審判を受けたとき・破産手続開始の決定によって消滅するが、本人が後見開始の審判を受けたとき・破産手続開始の決定によっては消滅しない。
- 問 6 無権代理人の相手方は、相当の期間を定めてその期間内に追認するかどうか催告することができ、その期間内に確答がないときは、追認をしたものとみなされる。
- 問 7 無権代理人が締結した契約は、本人が追認しない場合は、善意の相手方に限り取消することができる。
- 問 8 無権代理人が、その代理権を証明できないとき、又は本人の追認を得られないときは、その代理行為は無効となる。
- 問 9 AがBから代理権を与えられて、契約を締結し、又は締結しようとする場合にAが未成年者である場合、Bは、親権者の同意がないことを理由として、Aが締結した契約を取り消すことができる。
- 問 10 AがBから代理権を与えられて、契約を締結し、又は締結しようとする場合にAがCにだまされて契約を締結した場合においても、Bは、Cの詐欺を知っていたときは、その契約を取り消すことができない。
- 問 11 AがBから代理権を与えられて、契約を締結し、又は締結しようとする場合にAがBからB所有地の売却の代理権を与えられている場合、Aは、Bの同意がなければ、自ら買主となることができない。

- 問 12 AがBから代理権を与えられて、契約を締結し、又は締結しようとする場合にAがBからB所有建物の賃貸の代理権を与えられている場合、Aは、B及び賃借人Dの同意があれば、Dの代理人にもなることができる。
- 問 13 Aの子Bが代理人と偽って、Aの所有地についてCと売買契約を締結した。この場合、Aが売買契約を追認するまでの間は、Cは、Bの無権代理について悪意であっても、当該契約を取消することができる。
- 問 14 Aの子Bが代理人と偽って、Aの所有地についてCと売買契約を締結した。この場合、Aが売買契約を追認しないときは、Cは、Bの無権代理について善意であれば、過失の有無に関係なく、Bに履行の請求をすることができる。
- 問 15 Aの子Bが代理人と偽って、Aの所有地についてCと売買契約を締結した。この場合、Aが死亡してBがAを単独で相続した場合、Bは、Aが売買契約を追認していなくても、Cに対して当該土地を引き渡さなければならない。
- 問 16 Aは、Bの代理人として、Bの所有地をCに売却した。Aが未成年者であって、法定代理人の同意を得ないで売買契約を締結した場合、Bは、Aに代理権を与えていても、その売買契約を取り消すことができる。
- 問 17 Aは、Bの代理人として、Bの所有地をCに売却した。BがAに抵当権設定の代理権しか与えていなかったにもかかわらず、Aが売買契約を締結した場合、Bは、Cが善意無過失であっても、その売買契約を取り消すことができる。
- 問 18 Aは、Bの代理人として、Bの所有地をCに売却した。Aに代理権がないにもかかわらず、AがBの代理人と偽って売買契約を締結した場合、Bの追認により契約は有効となるが、その追認はCに対して直接行うことを要し、Aに対して行ったときは、Cがその事実を知ったとしても、契約の効力を生じない。
- 問 19 Aは、Bの代理人として、Bの所有地をCに売却した。Aに代理権を与えられた後売買契約締結前にAについて破産手続開始の決定があると、Aの代理権は消滅するが、Aの代理権が消滅しても、Cが善意無過失であれば、その売買契約は有効である。
- 問 20 代理権を有しない者がした契約を本人が追認する場合、その契約の効力は、別段の意思表示がない限り、追認をした時から将来に向かって生ずる。

- 問 21 不動産を担保に金員を借り入れる代理権を与えられた代理人が、本人の名において当該不動産を売却した場合、相手方において本人自身の行為であると信じたことについて正当な理由があるときは、表見代理の規定を類推適用することができる。
- 問 22 代理人は、行為能力者であることを要しないが、代理人が後見開始の審判を受けたときは代理権が消滅する。
- 問 23 代理人の意思表示の効力が意思の不存在、詐欺、強迫又はある事情を知っていたこと若しくは知らなかったことにつき過失があったことによって影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、本人の選択に従い、本人又は代理人のいずれかについて決する。